

## 検討事項について

### 検討事項② 教職課程の質保証等に関することについて

教職課程に関する情報公開の在り方、教員養成のグローバル化への対応、専修免許状の取得に際し一定の実践的科目の履修を義務付けることなどについて検討を行う。

#### (1) 教職課程に関する情報公開の在り方について

##### 〈中教審答申での記述〉

#### 2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

##### (1) 国公立大学の学部における教員養成の充実

#### ③教職課程の質保証

- 全ての課程認定大学について、教育の質向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の理念、養成する教員像、教職指導の体制、教員組織、カリキュラム、学生の教員免許状取得状況や教員就職率等、情報の公表を検討する。

#### ① 議論するポイント

- ・ 情報公開について義務化するか、各大学の自主的な取り組みを促すものにするか。
- ・ 具体的な情報公開すべき内容としてどのようなものが考えられるか。
- ・ 情報公開の手法としてはどのようなものが考えられるか。

#### ② 参考

##### 大学等の教育情報の公表の促進について

平成22年6月15日に行われた学校教育法施行規則の改正により、平成23年4月1日から、各大学等において教育情報の公表を行う必要がある項目が明確化。

##### 【改正の趣旨】

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進する。

##### 学校教育法施行規則(昭和22年文部科学省令第11号)(抄)

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること

- 三 教育組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
  - 六 学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たってももの基準に関すること
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
  - 3 第一項にの規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

## (2) 専修免許状の取得における実践的科目の必修化

### 〈中教審答申での記述〉

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策
  - (2) 修士レベル化の教員養成・体制の充実と改善
    - ④専修免許状の在り方の見直し(一定の実践的科目の必修化推進)
      - 現在の専修免許状は、一種免許状を有する者が、教科又は教職に関する科目を大学院等において24単位以上修得することとされ、必ずしも実践的指導力の向上に結びつくものとなっていない。今後、教員免許状が、教員としての専門性を公的に保証し、可視化するものとして再構築していくためには、専修免許状の課程認定を受けている修士課程において、例えば、理論と実践の架橋を重視した実習ベースの科目を必修化するなどの取組を推進していく必要がある。また、「専門免許状(仮称)」で示した区分を参考に、修得した専門分野を記入できるようにするなど、専門性を明確化する。
      - 教科と教職を架橋する新たな領域の展開を推進するため、例えば「教科内容構成に関する科目(仮称)」を新設することや、「各教科の指導法」を各教科の内容と方法を総合した内容に改善することが考えられる。

### ① 議論するポイント

- ・ 専修免許状の取得に際して、理論と実践の架橋を重視した実習ベースの科目を必修化する場合、どのような内容とするべきか。
- ・ 必修化する科目の単位数はどの程度が適当か。

## ② 参考

小学校一種免許状取得者が大学院等で専修免許状を取得する場合に必要な単位

大学において修得することを必要とする最低単位数		
教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
8 単位 ( 8 単位)	4 1 単位 ( 4 1 単位)	3 4 単位 ( 1 0 単位)

※ ( ) 内の単位は、一種免許状の取得に必要な最低単位数であり、この単位数をそれぞれ差し引いた単位数について、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとされている。このため、専修免許状の取得に当たっては、「教科又は教職に関する科目」について 2 4 単位 ( 3 4 - 1 0 単位) を修得することとなる。

中学校、高等学校等についても同様に専修免許状を取得するために必要な単位数から一種免許状取得に必要な単位数を差し引くことが規定されており、いずれの場合も、「教科又は教職に関する科目」について 2 4 単位を修得することとなる。

## (3) 教員養成課程のグローバル化対応等

### 〈中教審答申での記述〉

#### 6. グローバル化への対応

- グローバル化に対応した人材育成が求められる中、教員自身もグローバルなものの方見方や考え方などを身に付ける必要がある。このため、例えば教職課程を置く大学において、教職課程の質の維持・向上を図りつつ、要件を満たせば学生が海外に留学した際に取得した単位を教職課程に係る単位として認めていくことなどにより、教員を志望する学生の海外留学を促進していく必要がある。

#### ① 議論するポイント

- ・ 現行制度上、我が国の課程認定大学又は海外の教員養成を目的としている大学で取得した単位については、自分の在学する課程認定大学の教職課程に係る単位として認められているが、課程認定を受けていない大学、海外の教員養成を目的としていない大学の単位は認められていないことについて、課程認定を受けていない大学等の単位も認めることとするか否か。
- ・ 認められる単位として、教科と教職の区別無く認めるか、それとも教科に限定するか。
- ・ 認められる単位数として上限を設けるか、設ける場合にはどの程度まで認めるか。
- ・ 短期大学で取得した単位の取り扱いについてどうするか。

## ② 参考

### 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（抄）

第十条の七 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前（認定課程を有する大学に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第十六条第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十二條第一項若しくは第二十八條第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあっては、第二条から第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、中学校教諭の二種免許状）に係る科目の単位数を上限とする。

- 2 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十八條（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第十四條又は専門職大学院設置基準第二十一條若しくは第二十七條の規定により当該大学における授業科目の履修より修得したものと見なされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。